

函館市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第39号

函館市火災予防規則の一部を改正する規則

函館市火災予防規則（昭和56年函館市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式中

電 圧	動力	一次 V, 二次 V	全 出 力 ま た は 定 格 容 量	動力	A h ・ $\frac{k W}{セル}$	を
	電灯	一次 V, 二次 V		電灯	A h ・ $\frac{k W}{セル}$	

電 圧	V	全 出 力 ま た は 蓄 電 池 容 量	$\frac{k W}{k W h}$	に改
-----	---	-----------------------------	---------------------	----

め、同様式備考第2項中「, 代表者氏名, 主たる事業所」を「および代表者の氏名ならびに主たる事務所」に改め、同様式備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同様式備考第3項中「定格容量欄」を「蓄電池容量欄」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改め、同項を同様式備考第4項とし、同様式備考第2項の次に次の1項を加える。

3 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。